

病児・病後児保育事業診療情報提供書（利用連絡書）

（保護者記入欄）

乳幼児氏名		生年月日	年 月 日
住 所		電話番号	Tel —
利用期間	年 月 日 から 月 日まで		

（主治医記入欄）

<留意事項> 次の場合、病児・病後児保育事業を利用することができません。

1. 点滴などの治療が必要なとき
2. 食事が摂れない状態のとき
3. 頻回の嘔吐・下痢があるとき
4. 診断の確定ができないとき（例えば、病原性大腸菌の検査結果待ちのとき など）

病名・病状 番号に○	01 感冒・感冒様症候群	11 突発性発疹症	(病名不明のとき)	
	02 咽 頭 炎	12 手 足 口 病		
	03 扁 桃 腺 炎	13 りんご病（伝染性紅斑）		20 発 熱
	04 気 管 支 炎	14 流行性耳下腺炎		21 下 痢
	05 喘息・喘息性気管支炎	15 水 痘		22 嘔 吐
	06 消化不良症	16 百 日 咳		23 咳 痰
	07 感冒性嘔吐症	17 風 疹		24 喘 鳴
	08 自家中毒症	18 その他		25 発 疹
	09 中耳炎・外耳炎	()		
	10 結膜炎（流角結を含む）			

特に注意すべき事柄や指示がありましたら、記入をお願いします。

(食事・特異体質・薬の使用・再受診が必要な状況 他)

- <例>
- ・喘息発作時吸入液（薬品名）〇ml、使用間隔△時間ごと
 - ・□℃以上の時解熱剤（薬品名）〇mg、使用間隔◎ごと
 - ・〇〇の場合、再受診が必要

病児・病後児保育事業の利用について、上記のとおり連絡いたします。

年 月 日

医療機関名
所在地
電話番号
医師名

印

医療機関様へ

診療情報提供書（病児保育用）の記入にあたって

この診療情報提供書は、病児保育事業において必要となる情報です。

この診療情報提供書の作成に伴う診療報酬等の取扱いについては、診療情報提供料の医科点数により保険請求していただきますよう、よろしくお願い致します。

『病児保育』とは、就学前児童及び小学生が、病気で集団保育等を受けることが困難な場合において、当該児童を一時的に預かる事業を実施することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全育成に寄与することを目的とするものです。

すまいるくりえいと2病児・病後児保育室において対象児童は、保育所（園）、幼稚園及び小学校に在籍している1歳から小学6年生までの児童であって、以下に掲げる要件のすべてに該当する児童です。

- (1) 病気の「回復期」又は「回復期に至らない場合」であって医療機関等での入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があること。
- (2) 就労、傷病、事故、出産、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により保護者が家庭において保育を行うことが困難であり、かつ、当該保護者のほかに保育を行う者がいないこと。

すまいるくりえいと2病児・病後児保育室でお預かり可能な病気の範囲

- ・風邪症状などの日常罹患する疾患
- ・喘息などの慢性疾患（発作強度・小発作程度）
- ・やけど、骨折などの外傷性疾患

※その他お預かり可能な感染症の範囲は以下の通りです。

※開園直後のため、現在は発熱 38.5℃以上、嘔吐があるお子様のお預かりはしていません。

お預かり可能な感染症

- ・咽頭結膜炎（プール熱）
- ・インフルエンザ A 型、B 型
- ・りんご病
- ・手足口病
- ・伝染性膿痂疹（とびひ）
- ・百日咳
- ・風疹
- ・ヘルパンギーナ
- ・マイコプラズマ感染症
- ・流行性耳下腺炎（おたふく風邪）
- ・溶連菌感染症

お預かり出来ない感染症・症状

- ・左記以外の感染症
- ・熱が 38.5℃以上ある
- ・嘔吐がある
- ・下痢が続く著しい脱水（尿が出ないなど）
- ・飲食が全く出来ない
- ・ボーっとして意識がはっきりしない
- ・点滴を必要とする場合
- ・喘息の重篤な発作（中等度以上）
※息を吸うと胸がべこべこへこむ、唇・指先が白っぽい
または青・紫色、横になれない、脈がとても速いなど
- ・けいれん後、48時間以上経っていない
- ・医師の診察により利用不可と判断された場合